

## 審査会合におけるコメント回答

令和4年5月31日

原子力科学研究所

保安管理部

施設管理の有効性評価を品質マネジメント活動の一環として実施していることについて、これまでの実績はあるか？

保安規定において示している、品質マネジメントシステム文書「原子力科学研究所保全有効性評価要領（文書番号：(科)QAM-715）」に基づき、施設管理の有効性評価を実施しています。

実績を以下に示す。

○JRR-2

評価実施日：令和3年4月26日、令和4年4月22日

○JRR-3

評価実施日：令和4年2月9日

○JRR-4

評価実施日：令和3年5月28日、令和4年5月13日

○NSRR

評価実施日：令和4年2月15日

○STACY

評価実施日：令和3年4月27日

○TRACY

評価実施日：令和3年4月27日、令和4年5月27日

○FCA

評価実施日：令和3年5月18日

○TCA

評価実施日：令和3年5月18日、令和4年5月31日

○第1廃棄物処理棟、第3廃棄物処理棟ほか

評価実施日：令和3年9月17日

○第2廃棄物処理棟

評価実施日：令和3年9月17日

○減容処理棟、解体分別保管棟（保管室除く）

評価実施日：令和3年9月17日

○埋設施設

評価実施日：令和3年5月14日、令和4年4月25日

保守結果の報告先の適正化について、変更後の文章では、報告先が明確ではない。

主なコメント

- ・各課長が、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の3名に報告をすると読めてしまう。
- ・炉主任の確認したことだけを報告すればいいようにも見えてしまう。

コメントを受けて、記載を修正することにします。(別紙1参照)

## 原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 3 編 廃棄物処理場の管理）

| 変 更 前   | 変更後（令和 4 年 3 月 31 日申請）   | 変更後【案】（補正後）  |
|---|--|--|
| <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 30 条 原子炉施設検査室長は、第 27 条第 5 項の確認及び前条第 5 項の確認を受けたときは、放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、第 29 条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第 15 に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第 2 項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> | <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 30 条 原子炉施設検査室長は、第 27 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、その結果を放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第 27 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長へ報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 29 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第 2 項及び第 3 項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> | <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 30 条 原子炉施設検査室長は、第 27 条第 5 項の確認を受けたときは、その検査結果を放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に、前条第 5 項の確認を受けたときは、<u>その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第 27 条第 5 項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第 1 課長は工務技術部長に、放射線管理第 2 課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第 29 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第 5 項に係る第 1 項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第 1 課長は工務技術部長に、放射線管理第 2 課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第 2 項及び第 3 項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> |

## 原子力科学研究所の周辺監視区域境界の変更について

### 1. 概要

原子力科学研究所の隣接事業所である日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）の東海第二発電所は、平成30年9月26日付けをもって同発電所の新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受けた。原電は同許可において高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等を行う方針としている。

原子力機構は「日本原子力発電（株）による原科研敷地の利用に係る覚書」に基づき、用地として原子力科学研究所の敷地の一部を貸与し、原電の工事進捗に合わせて敷地境界及び周辺監視区域境界を見直すこととした。また、原電防潮堤の工事に伴い作業エリアの一部が周辺監視区域境界と干渉することから、一時的に干渉しない位置へ周辺監視区域境界を変更する。

### 2. 周辺監視区域変更の全体計画

原電の新規制基準適合のための工事進捗に合わせて4回に分けて周辺監視区域を変更する。変更の都度、周辺監視区域の柵等を設置する必要があることから、複数回に分けて変更する必要がある。また、合わせて原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定に定める周辺監視区域図を変更する。

| 申請回  | 変更時期                   | 対象区域                       | 変更理由         | 関連する工事の時期            |
|------|------------------------|----------------------------|--------------|----------------------|
| 1 回目 | 令和2 年2月                | ・ 防潮堤南側工区<br>・ 放水路エリア      | 防潮堤工事に伴う変更   | 工事開始<br>(令和2 年3 月)   |
| 2 回目 | 令和2 年10月               | ・ 高台                       | 緊対所等の設置に伴う変更 | 工事開始<br>(令和2年11月)    |
| 3 回目 | 令和4年3月末申請<br>認可後速やかに変更 | ・ 防潮堤北部西側区間                | 防潮堤の設置に伴う変更  | 新設道路工事終了<br>(令和4年2月) |
| 4 回目 | 原電防潮堤等の工事<br>完了後※      | ・ 防潮堤南側工区＋放水路エリ<br>アについて復旧 | 工事完了に伴う復旧    | 工事完了<br>(令和6年9月予定)   |

※東海第二発電所の保安規定変更認可申請と併せた申請となるため、原電の申請準備状況により変更時期を見直す。